

上尾市訓令第3号

本 出 先 機 関 庁

上尾市政策企画・立案プロジェクト・チーム

上尾市政策企画・立案プロジェクト・チーム設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月28日

上尾市長 畠山 稔

上尾市政策企画・立案プロジェクト・チーム設置規程の一部を改正する訓令

上尾市政策企画・立案プロジェクト・チーム設置規程（令和5年上尾市訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第3条中「10人」の次に「以内」を加える。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。